



山形県公報

令和5年7月14日(金)
第421号
毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……763
- 県営土地改良事業計画の変更……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同

公 告

- 令和5年度消防設備士講習の実施……………(消防救急課) ……764

正 誤

告 示

山形県告示第546号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和5年7月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定員	指定年月日
一般社団法人心のそら 鶴岡市東原町25番22号	就労継続支援B型事業所ミント 鶴岡市伊勢原町20番36号	就労継続支援(B型)	20名	令和5.7.11

山形県告示第547号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により定めた県営大塚西部地区土地改良事業(農地整備事業(経営体育成型))計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年7月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称
県営大塚西部地区土地改良事業(農地整備事業(経営体育成型))変更計画書の写し
- 縦覧に供する場所
川西町役場
- 縦覧に供する期間
令和5年7月14日から同年8月15日まで
- その他
 - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、この変更の取消

しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

令和5年7月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 講習の日時及び場所

場 所 区 分	山形国際交流プラザ（山形市平久保100番地）	山形県庄内総合支庁（東田川郡三川町大字横山字袖東19番1）
警報設備講習	令和5年10月3日（火） 午前9時10分から午後5時まで	令和5年9月20日（水） 午前9時10分から午後5時まで
消火設備講習	令和5年10月4日（水） 午前9時10分から午後5時まで	/
避難設備・ 消火器講習	令和5年10月5日（木） 午前9時10分から午後5時まで	/

2 講習受講対象者

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の17第1項及び第2項の規定により講習を受けなければならない消防設備士

3 受講手続

受講申請書を令和5年7月31日（月）から同年8月10日（木）までの間に山形市鉄砲町二丁目19番68号山形県村山総合支庁本庁舎1階一般社団法人山形県消防設備協会に提出すること。

4 その他

詳細については、防災くらし安心部消防救急課（電話番号023(630)2228）又は一般社団法人山形県消防設備協会（電話番号023(629)8477）に問い合わせること。

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
令和 5. 4. 1	号外 (11)	3	29	集中治療室	人工透析室